

資料3 型式別施設安全基準(法第六条第二号の内閣府令で定める基準)の骨子

国内外の基準等を基に作成

| 基準とすべき事項 | 府令事項 | 審査事項 |
|-----------------------|--|--|
| 警戒区域の設定と第三者の侵入防止体制の構築 | 打上げ施設の周辺の安全を確保することができること | 適切な警戒区域の設定及びセキュリティ対策等 |
| ロケット発射装置の設置 | 発射装置を備えることができること | ロケットに適合した発射装置を備えられること、適切な発射を行うことができる発射装置であること |
| 誤発射防止機能 | 打ち上げに係る重要なシステム等については、故障等を防止する措置が講じられていること | 着火装置等、誤作動等によって公共の安全に重大な影響を及ぼす装置の誤作動の防止措置、雷等の外的要因による誤動作防止措置 |
| 飛行安全管制の実施 | 飛行安全管制や飛行中断措置を実施するために必要な、位置、姿勢及び状態を示す信号を受信する機能を有する無線設備等を備えることができること | 位置、姿勢及び状態を示す信号を受信する機能を有する無線設備を打上げ時に備えられること等 |
| | 飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全確保を図る機能を構成する重要なシステム等については、故障等があっても機能するために十分な信頼性の確保及び誤動作を防止するための多重化の措置が講じられていること | 重要なシステム等についての高い信頼性の確保及び多重化 |